

## 第八八回

### 参第一号

母子保健法の一部を改正する法律（案）

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の四」に、

- 「第三章 母子保健施設（第二十二条）
- 第四章 雜則（第二十三条 - 第二十七条）」

を

- 「第三章 母子保健施設（第二十二条・第二十二条の二）
- 第四章 費用（第二十二条の三 - 第二十二条の六）
- 第五章 雜則（第二十三条 - 第二十九条）」

に改める。

第五条第一項中「に努めなければならない」を「を図る責務を有する」に改め、同条第二項中「、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように」を「前三条に規定する母子保健の理念が具現され、かつ、母子保健に関連する医療、保健又は衛生の担当者及びそれらに関する専門的学術の研究又は教育に従事する者並びに母子保健に関する施設の有機的連携の下に実施されるように」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五条の二 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、それらの活動を通じて、妊娠、出産、育児及び家族計画についての教育の普及その他必要な施策を総合的に講ずるように努めなければならない。

第七条を次のように改める。

（中央母子保健審議会）

第七条 厚生大臣の諮問に応じ、母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として中央母子保健審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、厚生大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員三十人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員及び母子保健に関し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

5 この条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の次に次の二条を加える。

（都道府県母子保健審議会）

第七条の二 母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県母子保健審議会を置く。

2 都道府県母子保健審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村母子保健審議会）

第七条の三 市町村は、母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、条例の定めるところにより、市町村母子保健審議会を置くことができる。

第八条を次のように改める。

( 保健所と市町村の関係 )

第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行う母子保健に関する業務について、市町村長が協力を求めたときは、これに協力しなければならない。

第九条中「都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下次条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項において同じ。）」を「市町村長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条中「都道府県知事」を「市町村長」に、「行ない、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十一条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十二条を次のように改める。

( 健康診査 )

第十二条 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、妊娠中の女子、出産後一年以内の女子、乳児及び幼児に対して、健康診査を行わなければならない。

2 前項の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3 市町村長は、厚生省令で定める年齢の女子（妊産婦を除く。）に対して、厚生省令で定める妊娠及び出産に関する諸機能についての健康診査を行わなければならない。

第十三条を削る。

第十四条中「（特別区を含む。以下次条及び第二十二条において同じ。）」を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

( 出産費の支給 )

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、十五万円から、当該出産につき健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用する場合を含む。）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定により支給される分べん費（配偶者分べん費を含む。）、出産費（配偶者出産費を含む。）又は助産費の額（国民

健康保険法の規定により助産の給付が行われる場合にあつては、政令の定めるところによつて算定した当該給付の価額)を控除した額を限度とするものとする。

第十五条を次のように改める。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、厚生省令の定めるところにより、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

第十六条第一項中「都道府県知事(特別区の存する区域にあつては、特別区の区長)」を「市町村長」に改める。

第十七条を次のように改める。

(健康診査に基づく訪問指導等)

第十七条 市町村長は、第十二条第一項又は第二項の規定による健康診査の結果に基づき、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その妊産婦又は乳児若しくは幼児(第十二条又は第十九条の規定により指導が行われている乳児又は幼児を除く。)の保護者を訪問させて必要な指導を行わせ、その妊産婦のうち妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者又はその乳児若しくは幼児のうち疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨しなければならない。

2 市町村長は、第十二条第三項の規定による健康診査の結果に基づき、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師の診療を受けることを勧奨しなければならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(受診に関する援助)

第十七条の二 市町村長は、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者が前条の勧奨に基づいて診療を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

(妊産婦ホームヘルパーの派遣)

第十七条の三 市町村長は、政令の定めるところにより、妊娠、出産等により、日常生活を営むのに著しく支障がある妊産婦又は乳児の保育を行うことができない妊産婦の家庭に妊産婦ホームヘルパー(妊産婦の家庭を訪問して、妊産婦の日常生活上の世話又は乳児の保育を行う者をいう。第二十二条の三第一項第五号において同じ。)を派遣しなければならない。

第十八条中「二千五百グラム以下」を「二千五百グラム未満」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長とする。次条、第二十条第一項及び第二十二条の三第二項において同じ。)」を加える。

第二十一条を次のように改める。

(受胎調節のための器具等の交付)

第二十一条 市町村長は、家族計画を適正に行うことができるようするため、政令の定めるところにより、交付の申請をした者に対し、受胎調節のために必要な器具又は医薬品を交付しなければならない。

第二章中第二十一条の次に次の三条を加える。

(母子保健のための地域組織の育成)

第二十一条の二 市町村は、母子保健に関する事業を推進する基盤となる地域組織の育成を図るものとする。

(母子保健推進員)

第二十一条の三 市町村長は、保健婦、助産婦、看護婦又は母子保健に関する事業について熱意のある者に対し、妊産婦等の実情を把握すること及び母子保健に関する施策を周知させることを委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、母子保健推進員と称する。

3 母子保健推進員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十一条の四 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、母子保健推進員の指導訓練を行うものとする。

第二十二条に見出しとして「(母子保健センター)」を付し、同条第一項を次のように改める。

市町村は、母子保健センターを設置するものとする。

第二十二条第二項中「母子健康センター」を「母子保健センター」に、「行ない」を「行い、並びに家族計画に関し、求めに応じて必要な指導及び助言を行い」に、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(母子休養施設)

第二十二条の二 市町村は、必要に応じ、母子休養施設を設置するものとする。

2 母子休養施設は、安静を必要とする妊産婦を入所させて必要な休養をとらせるとともに、当該妊産婦が自らその乳児を養育することができるよう適切な援助を行うことを目的とする施設とする。

第四章を第五章とし、同章の前に次の二章を加える。

第四章 費用

(支弁)

第二十二条の三 次の各号に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十条の規定により市町村長が行う保健指導に要する費用
- 二 第十二条の規定により市町村長が行う健康診査に要する費用
- 三 第十四条の規定により市町村長が行う出産費の支給に要する費用

四 第十七条の二の規定により市町村長が行う医療費の支給その他の援助に要する費用  
五 第十七条の三の規定により市町村長が行う妊産婦ホームヘルパーの派遣に要する費用

用

六 第二十二条の規定により市町村長が行う受胎調節のために必要な器具又は医薬品の交付に要する費用

七 第二十二条の二の規定により市町村が行う地域組織の育成に要する費用

八 第二十二条の規定により市町村が設置する母子保健センターの設置及び運営に要する費用

2 第二十条の規定により都道府県知事が行う措置に要する費用は、都道府県（保健所を設置する市にあつては、市とする。）の支弁とする。

（負担）

第二十二条の四 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村が支弁する費用について、その十分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定により市町村又は都道府県が支弁する費用のうち、前条第一項第一号及び第三号から第八号まで並びに同条第二項の費用についてはその十分の八、同条第一項第二号の費用についてはその三分の一を負担する。

（補助）

第二十二条の五 国は、市町村に対し、政令の定めるところにより、母子保健推進員に要する費用並びに母子休養施設の設置及び運営に要する費用について、その二分の一以内を補助することができる。

（徴収）

第二十二条の六 第二十二条の三第二項の規定により第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。）から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二条の三第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三条及び第二十四条中「第二十条」を「第十四条、第十七条の二、第二十条又は

第二十一条」に改める。

第二十七条を削り、第二十六条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条とし、第二十四条の次に次の三条を加える。

(養成及び研修)

第二十五条 国及び地方公共団体は、母子保健に関し専門的知識及び技術を有する者の養成及び研修の実施に務めなければならない。

(調査研究体制の整備)

第二十六条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、調査研究体制の整備に務めなければならない。

(安全な出産を確保するための体制の整備)

第二十七条 国及び地方公共団体は、安全な出産を確保するため、必要な施設の設置及び緊急な場合に応ずる体制の整備に務めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の母子保健法（次項において「旧法」という。）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳は、この法律による改正後の母子保健法（以下「新法」という。）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十二条の規定に基づいて市町村が設置している母子健康センターは、新法第二十二条の規定に基づいて市町村が設置した母子保健センターとみなす。

4 新法の規定は、昭和五十五年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十四年度分の国の負担金については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)

5 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「児童、妊産婦及び精神薄弱者の福祉に関する事項」の下に「（母子保健に関するものを除く。）」を加える。

(地方財政法の一部改正)

6 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「健康診査」の下に「、出産費の支給、妊産婦等の受診に関する援助、妊産婦ホームヘルパーの派遣、受胎調節のための器具等の交付、母子保健のための地域組織の育成、母子保健センター」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

7 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表中央児童福祉審議会の項中「その他母性」を削り、同項の次に次のように加える。

中央母子保健審議会	厚生大臣の諮問に応じて、母子保健に関する重要事項を 調査審議すること。
-----------	--

(保健所において執行される事業等に伴う經理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

8 保健所において執行される事業等に伴う經理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十二条の規定による」を「第二十二条の三第一項第二号の規定により保健所を設置する市が支弁する」に、「第二十一条第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

第二条第一項第三号中「第二十一条第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う經理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う經理事務の合理化に関する特別措置法の規定は、昭和五十一年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十四年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

## 理 由

母子保健の向上に資するため、母子保健に関する事務を都道府県知事から市町村長に移すとともに、母子保健の向上に関する措置を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度千百三十一億円の見込みである。